

浜情委第12号
令和7年8月29日

浜松市長 中野 祐介 様
(人事課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 杉田 智樹

浜松市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年9月19日付け浜総人第298号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

公文書部分公開決定に対する審査請求についての諮問（諮問第287号）

<公文書の件名>

現在の浜松市監査委員4名、それぞれの選任に係る書類のすべて

1 委員会の結論

実施機関が、浜松市監査委員候補者履歴書の一部について、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号。以下「公開条例」という。）第7条第2号に該当するとして、部分公開決定とした処分は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和6年8月19日 審査請求人は、処分庁に対し、公開条例第6条第1項に基づき、「現在の監査委員4名、それぞれの選任に係る書類の全て」の公開請求を行った。
- (2) 令和6年9月2日 実施機関は、公開条例第7条第2号に該当するとして、部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和6年9月4日 審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。
- (4) 令和6年9月19日 審査庁は公開条例第19条に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求の趣旨
本件処分の取消しを求める。
- (2) 審査請求の理由
特別職の公務員が、なぜ選任されたかについて、年齢や最終学歴は重要な判断材料であり、市民が知ることができないのでは、その職務を監視できない。
個人情報保護を理由に、なんでも公開条例の非公開条項を適用するものではない。
- (3) 反論書での主張
静岡県は、代表監査委員の年齢、最終学歴をホームページ上で公開している。
浜松市も静岡県も地方公共団体であり、浜松市は静岡県に存するにも関わらず対応が異なる。
静岡県も浜松市も同じような条例に従っているのであるから「浜松市の間違い」で明らかである。

4 実施機関の主張要旨

- (1) 公開条例第7条第2号では、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、非公開の決定をすることができる旨が規定され

ている。

- (2) 公開した浜松市監査委員候補者履歴書には、監査委員の生年月日、最終学歴及び過去の勤務先の名称が記載されている。
- (3) 当該情報のうち生年月日は、まさしく公開条例第7条第2号が本文で定めている特定の個人を識別することができる情報に該当し、非公開理由に当たることは明白である。
- (4) 監査委員の最終学歴及び過去の勤務先の名称は、公開条例第7条第2号本文が定めている特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するものとして保護されるべき情報である。
- (5) なお、公開条例第7条第2号本文に該当する情報であっても、法令の規定により又は慣例として公にされている情報であれば公開することはできるから（公開条例第7条第2号ア）、監査委員Aの配属先等の情報は公開する一方で、監査委員Bにはそのような事情はないことから非公開とした。
- (6) 審査請求人は、特別職の公務員であるのだから、当該情報は公開されるべきであると主張しているが、そのような法令又は慣例はない。
- (7) 以上のとおり、審査請求人の主張には理由がないから、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

5 委員会の判断

- (1) 本件に係る法令の規定について

ア 公開条例第7条第2号

公開条例第7条第2号では、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、非公開とする旨を規定している。

イ 公開条例第7条第2号ア

公開条例第7条第2号アでは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については公開条例第7条第2号に該当する情報であっても公開することができる旨を規定している。

ウ 公開条例第7条第2号ウ

公開条例第7条第2号ウでは、当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政

法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分については、公開条例第 7 条第 2 号に該当する情報であっても公開することができる旨を規定している。

(2) 公開条例第 7 条第 2 号の該当性について

本件処分において非公開とした生年月日、最終学歴及び過去の勤務先の名称(以下「本件非公開情報」という。)の公開条例第 7 条第 2 号の該当性について、以下検討する。

ア 生年月日について

生年月日は、公開条例第 7 条第 2 号において、特定の個人を識別することができる情報の例示として明記されており、同号に該当することは明白である。

イ 最終学歴及び過去の勤務先の名称について

最終学歴及び過去の勤務先の名称は、これらのみでは特定の個人を識別できる情報とまでは言い難いが、最終学歴や職歴は、個々人の受け捉え方、感じ方等に差異があることから、個人が特定されている本件においては、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして認められる情報と言え、当該規定に該当するものである。

(3) 公開条例第 7 条第 2 号ア及びウの該当性について

(2)で検討したとおり、本件非公開情報は公開条例第 7 条第 2 号に該当するものであるため原則として非公開である。

ただし、審査請求人は、静岡県では本件非公開情報に相当する情報が公表されており浜松市も静岡県に属する地方公共団体であるから異なる扱いは不服である旨、及び監査委員の年齢や最終学歴はその適格性の判断材料であって職務監視上必要な情報であるから公開されなければならない旨を主張しており、これらは本件非公開情報が公開条例第 7 条第 2 号ア(慣行として公にされている情報)又はウ(公務員の職務遂行情報)に該当して公開されるべきとの主張とも解されることから、この点について、以下検討する。

ア 公開条例第 7 条第 2 号ア

当該規定は、「法令等の規定又は慣行として公にされている情報」は、何人も容易に入手し得る情報であり公開しても差し支えないことから、公開条例第 7 条第 2 号に該当する情報であっても例外的に公開することとしたものである。

静岡県の公表事例を摘示した審査請求人の主張は「慣行として公にされている情報」の該当性を主張しているともとれるが、公開条例が普通地方公共団体の区域内において適用される自治立法である以上、当該規定の「慣行」とは浜松市における慣行に限定されると解するのが相当である。

そして、浜松市では本件非公開情報を公にする慣行があるとは認められない。

また、「公にされ」とは、「当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれている状態」と解されるところ、本件非公開情報が記載されている「浜松市監査委員候補者履歴書」は、議会の同意を得るための内部資料と認められ、公表を前提とするものでないことから、浜松市において本件非公開情報が「公にされている情報」とも言い難い。

以上のことから、本件非公開情報は少なくとも浜松市においては、「慣行として公にされている情報」とは言えず、当該規定は適用できない。

なお、審査請求人は静岡県と浜松市は同じような条例に従っているにも関わらず監査委員の年齢及び最終学歴を公表しない対応は「浜松市の間違い」とも主張するが、そもそも監査委員ないし監査委員候補者に関する情報の公表制度については、公開条例による情報公開制度とは性質を異にすることから当委員会の関知するところではなく、実施機関にて公表の必要性を検討すべき事項である。

イ 公開条例第7条第2号ウ

当該規定は、公務員等の「職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」はたとえ個人に関する情報であっても公開できる規定である。

審査請求人は、監査委員の適格性の判断材料ないし市民による職務監視上の必要から年齢や最終学歴の公開の必要性を主張するが、本件非公開情報は「職及び氏名並びに当該職務遂行の内容」のいずれでもないため、当該規定は適用できない。

(4) 結論

以上のことから、本件処分について、当委員会は「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年9月19日	諮問書を受理した。
10月8日	審査庁から弁明書を受理した。
11月8日	審査庁から反論書を受理した。
令和7年5月26日	諮問の審査を行った。
8月20日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	杉田 智樹	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一郎	静岡大学情報学部 教授
委員	羽田野 真帆	常葉大学健康プロデュース学部 准教授
委員	浜井 卓男	浜松市自治会連合会理事
委員	松山 正寛	浜松市人権擁護委員連絡協議会

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順